

農機具共済

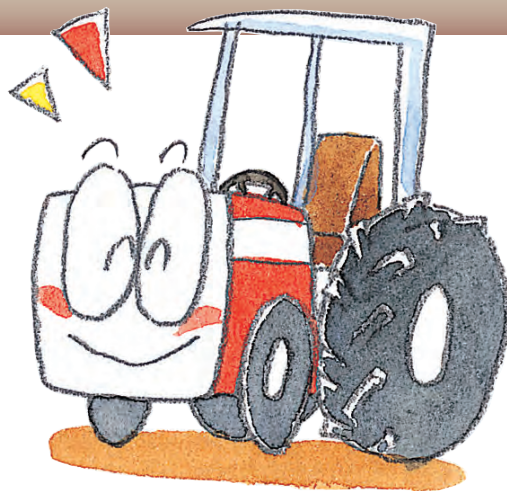
のうきくん

加入できるのは

農業を営む方が所有又は管理している未使用の状態
で取得された農機具が加入できます。

※加入できる農機具は、組合共済規程に定めております。

- 普通農機具／乗用トラクター、自脱型・普通型コンバイン、田植機、米・麦乾燥機、ロータリー、防除機など一般農業用機械について加入できます。
- 特殊農機具／モア、テッターレーキ、ベラー、フォーレイジハーベスター、マニユアスプレッターなどの畜産関係の機種について加入できます。
- 付 属 装 置／乗用トラクターのロータリー（標準装備のものに限ります。）、コンバイン・ハーベスターの結束機については、付属装置として加入できます。



どんな加入方法がありますか

農機具共済は、総合共済・火災共済の2種類あります。

総 合 共 済

格納中や稼働中*の事故を補償します。

※農機具の主電源を入れた時点、または、エンジンを始動した時点で稼働中と判断します。

※農作業中の事故を補償します。

火 災 共 済

格納中の事故を補償します。

補償される期間は

掛金を納入した日（共済証券にこれと異なる責任開始日が記載されているときはその日）の午後4時から1年間となります。継続加入の場合は、継続前の補償期間の満了する日の午後4時から1年間となります。

加入できる金額（共済金額）は

農機具1台ごとに新調達価額の範囲内で、5万円から2,000万円まで加入できます。

※新調達価格とは、事故の時（その時）の加入農機具と同一の機種で、同一又は類似の性能を有する新品の市場価格により定めます。市場価格は、毎年のように変動します。

支払い対象となるのは

支払対象となる事故

総合共済

格納中の事故及び稼働中の事故を補償※



①風水害



②雪害



③その他の自然災害



④墜落



⑤転覆



⑥異物の巻き込み

⑦その他稼働中の事故

その他稼働中の事故とは

- ①クローラの断裂 ②収穫物の巻き込みによる損害 ③ミッションの損害 ④コントロールボックスの損害
⑤ぬかるみからの引上げ及びぬかるみから脱出する際に生じた損害
⑥稼働中の動力伝達装置（PTO）、油圧駆動装置（油圧シリンダー等）の損害

火災共済

格納中の事故を補償



①火災



②落雷



⑥鳥獣害



③破裂・爆発



④物体の飛来・落下



⑤衝突・接触



⑦盗難による盗取又はき損
(盗難による汚損は除きます。)

※農機具の主電源を入れた時点、または、エンジンを始動した時点で稼働中と判断します。
(注意) 地震等担保特約を付帯しなければ地震により発生した損害は補償されません。

共済金の支払いは

$$\text{災害共済金} = \text{損害額} \times (1 - \text{免責割合}) \times \frac{\text{加入共済金額}}{\text{新調達価額}}$$

(例えば) 新調達価額200万円のトラクターで、衝突事故（免責割合10%）により
損害額20万円の場合

● 加入共済金額200万円の場合

$$\text{災害共済金} = \text{損害額} 20 \text{万円} \times (1 - 0.1) \times \frac{\text{加入共済金額} 200 \text{万円}}{\text{新調達価額} 200 \text{万円}} = 18 \text{万円}$$

● 加入共済金額100万円の場合

$$\text{災害共済金} = \text{損害額} 20 \text{万円} \times (1 - 0.1) \times \frac{\text{加入共済金額} 100 \text{万円}}{\text{新調達価額} 200 \text{万円}} = 9 \text{万円}$$

◆免責について

総合共済の普通物件における支払対象事故で、以下のケースは損害額に免責割合を適用します。（火災共済では、※の場合に免責が適用されます。）

免責割合	具 体 的 事 例
10%	稼働中の接触・衝突・墜落・転覆の事故
40%	稼働中の異物の巻き込み 耕起中にロータリー等が土中の石に接触した事故 稼働中のフロントローダーの接触もしくは衝突による事故 農機具の運搬中又は乗降作業中に発生した事故
50%	稼働中のクローラの断裂（横切れのみ対象 【注意1】 ） 稼働中のミッションの損害（オイル不足は除きます。） 稼働中のコントロールボックス（自動制御装置）の損害（野外放置、雨ざらし等管理不良の故障は除きます。） 稼働中の収穫物の巻き込み 稼働中のユニバーサルジョイントの損害（グリス不足は除きます。） ぬかるみからの引上げ及びぬかるみから脱出する際に生じた損害 【注意2】 稼働中の動力伝達装置（PTO）、油圧駆動装置（油圧シリンダー等）の損害 【注意3】 稼働中の接触又は衝突に伴うタイヤの破損（パンク・消耗・劣化によるものは除きます。） ※事故報告が事故日より6ヶ月以上遅れた場合
100%	※共済目的の紛失 ※原因不明又は整備不良による損害 ※外傷が無いもの ※消耗部品のみが発生した損害又は消耗部品の損害の波及損害 ※共済目的に存在する欠陥、疲労、摩耗、摩滅、腐食、さび、その他の自然消耗により発生した損害 ※事故報告が事故日から1年以上遅れた場合 ※メーカーの製造責任 （新品で購入後、1年以内に走行部、電装関係等に外傷が無く、作動しなくなったもの。）

（平成23年4月1日事故より適用）

【注意1】 クローラの断裂については、横切れで半分以上切れた場合に支払いの対象となります。

【注意2】 引上げ料については、ユニックやクレーンでの引上げを対象とします。（税込1万円まで対象。）

【注意3】 内部に組み込まれているコントロールバルブ等の詰まり又は部品の消耗による動作不良はお支払できません。

【注意4】 火災共済にあっては、格納中の事故に限ります。

【注意5】 特殊物件には、免責は適用いたしません。（ただし※の場合に免責が適用されます。）

損害額から控除される主な消耗部品

クローラ、タイヤ、チューブ、ベルト（Vベルト）、チェーン、ブッシュ（ゴム）、ゴムホース、爪、刃、タイン、ナイフ、フォーク、エンジンオイル、ミッションオイル、ブレーキオイル、デフオイル、グリス、バッテリー、バッテリー液、クーラント（ラジエータの不凍液）、燃料、ブレーキシュー（ブレーキパッド）、クラッチディスク、パッキン、オイルシール、ガスケット、ベアリング、ボルト（ネジ）、ナット、シム、スプリング、ピストンリング、Oリング、メタル、点火プラグ、スパイラルシャフト（スパイダー）、ワイヤー、エレメント類（フィルター）、電球（バルブ）、搬入料、搬出料、出張費、修繕材料費、部品送料、洗浄料、写真代、文書作成料

（注意） 上記に記載されている主な消耗部品は一例です。これ以外の消耗部品の判定は、農機具共済損害評価審査会等で損害評価員が審査して決定いたします。

※文書作成料とは、見積書・廃棄証明書などをいいます。

※共済目的以外からの火災により、損害を受けた場合、消耗部品は控除しません。

支払い対象とならない損害

- 次の事由によって発生した損害に対しては、共済金をお支払いできません。
 - 加入者又はその者の法定代理人の故意若しくは重大な過失又は法令違反による損害
 - 共済目的に存在する欠陥、摩滅、腐食、さびその他自然消耗により発生した損害 ■故障
 - 共済目的の紛失 ■地震、噴火及び津波（地震等担保特約を付けたときを除きます。）
 - 外傷が無いもの
 - タイヤ、チューブ、ベルト、刃、タイン等の消耗部品のみにより発生した損害
 - 消耗部品の損害による波及損害
 - 潤滑油（グリース、オイル）不足による焼付け等の損害
 - 日常の整備点検を怠ったために発生した損害 ①ボルト・ナット等のゆるみにより発生した損害 ②ベルト・チェーン等の張りの調整不良により発生した損害 ③タイヤの空気圧の調整不良により発生した損害 ④フィルター類・ラジエータ等の汚れ・目詰まり等により発生した損害 ⑤バッテリー液の不足、ターミナルの腐食により発生した損害 ⑥規格外の部品・燃料・潤滑油等の使用により発生した損害 ⑦破損箇所を放置したことにより発生した波及損害 ⑧雨ざらし・極端な汚れの放置等により発生した損害
 - オーバーヒートにより発生した損害 ■凍結によって発生した損害
 - 農作業以外の使用目的により発生した損害（例えば、除雪や洗浄作業中の損害など）
 - 損害の状況を証明するものがない場合（損害を与えた物や損害部位の損害写真がない場合など）
- 加入された農機具が農作業中の事故により損害を受けた場合、事故発生後1年以内に復旧しなければなりません。復旧しなかった場合は、時価損害額での支払いとなります。
- 損害額が新調達価額の100分の5又は1万円のいずれか低い額に満たない場合は、共済金をお支払いできません。（損害額には消耗部品の金額は含まれません）

掛金は

◆火災共済（125円／10万円当たり）

加入共済金額	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円
掛 金	1,250円	2,500円	3,750円	5,000円	6,250円	12,500円	18,750円	25,000円

◆総合共済（普通400円・特殊1,300円／10万円当たり）

加入共済金額	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円
普通掛金	4,000円	8,000円	12,000円	16,000円	20,000円	40,000円	60,000円	80,000円
特殊掛金	13,000円	26,000円	39,000円	52,000円	65,000円	130,000円	195,000円	260,000円